



島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第37号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

| | | |
|--|-------------|----|
| 行政権限委任規則の一部を改正する規則 | (人 事 課) | 3 |
| 予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則 | (〃) | 8 |
| 島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 | (〃) | 9 |
| 島根県行政組織規則の一部を改正する規則 | (〃) | 20 |
| 島根県会計規則の一部を改正する規則 | (審 査 指 導 課) | 28 |

【訓令】

| | | |
|--------------------|---------|----|
| 島根県公印規程の一部改正 | (総 務 課) | 28 |
| 島根県公文書管理規程の一部改正 | (〃) | 30 |
| 職員の勤務時間に関する規程の一部改正 | (人 事 課) | 31 |

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

(1) 令和3年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 道路法に基づく次の権限

(ア) 道路占有者に対して、占有物件の維持管理のために必要な措置を講ずべきことを命ずること。

(イ) 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者に対して、道路の構造への損害又は交通の危険を防止するための施設を設け、その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく次の権限

(ア) 患者等が必要な調査等に協力しない場合において、感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要があるときは、当該患者に対して必要な調査等に応ずべきことを命ずること。

(イ) 患者等に対し入院の勧告をしようとする場合、患者等に対して適切な説明を行い、意見陳述の機会を付与し、意見を述べるべき日時等を通知すること。

ウ 温泉法施行細則に基づく次の権限

温泉採取許可申請書記載事項変更届を受理すること。

エ 島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例に基づく次の権限

ほ場審査及び生産物審査の結果を指定種子等生産者に通知すること。

(3) その他規定の整備

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

地方自治法の改正に伴う引用する条項の整理（本則関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

(1) 令和3年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 次に掲げる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

ア 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の規定により、特定農業用ため池の指定及び指定の解除等を行うこと。

イ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の規定により、防災重点農業用ため池の指定及び指定の解除等を行うこと。

(3) 次に掲げる事務は、地方機関の長が専決することができる事項とすることとした。（別表第5関係）

ア 温泉法の規定により、温泉をゆう出する目的で土地を掘削する者等に対し、土地の掘削の実施状況等の報告を求めること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定により、配置従事の届出を受理すること。

ウ ツキノワグマ等の野生鳥獣緊急対応支援業務の委託を決定すること及びこれに伴う契約に関すること。

エ 補助金等交付規則の規定により、島根県立農林大学校奨学のための宿舍貸付料助成事業について、助成金の交付決定等を行うこと。

オ 島根県流域下水道維持管理要綱の規定により、流域関連公共下水道の接続工事の承認及びその通知等を行うこと。

(4) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

(1) 令和3年度組織改正を次のように行うこととした。

ア 本庁

| 部 | 課等 | 改正の概要 |
|-------|---------|------------------------------|
| 健康福祉部 | 感染症対策室 | 設置 |
| 農林水産部 | 水産課 | 「水産しまね振興室」を廃止し、「基盤整備室」を設置 |
| | 沿岸漁業振興課 | 設置 |
| | 漁港漁場整備課 | 廃止 |
| 商工労働部 | 雇用政策課 | 「多様な就業推進室」を廃止し、「若年者就職促進室」を設置 |
| 土木部 | 港湾空港課 | 「空港整備室」を設置 |

イ 地方機関

| 部 | 事務所等 | 改正の概要 |
|-------|------------|-----------------------|
| 総務部 | 隠岐支庁 | 農林局と水産局を統合し、農林水産局を設置 |
| 農林水産部 | 農林水産振興センター | 農林振興センターと水産事務所を統合し、再編 |
| | 水産事務所 | 農林振興センターと統合し、廃止 |

(2) その他所要の改正

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

令和3年度組織改正に伴う規定の整理（第2条関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部22の項中第34号を第36号とし、第33号を第35号とし、同項第32号中「第87条第1項」の次に「（第91条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第34号とし、同項第31号中「第73条第3項」の次に「（第91条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第33号とし、同項第30号中「第73条第1項」の次に「（第91条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第32号とし、同項中第29号を第31号とし、第13号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、第12号を第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 第44条第4項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地、竹木又は工作物の管理者に対して、道路の構造への損害又は交通の危険を防止するための施設を設け、その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表支庁の部22の項中第11号を第12号とし、同項第10号中「第40条第2項」の次に「（第91条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 第39条の9（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、道路占用者に対して、占用物件の維持管理のための必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表保健所の部12の項第3号中「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び同条第4項」を「、同条第5項」に改め、「検査の実施」の次に「、同条第8項の規定による命令、同条第10項による通知並びに同条第11項による書面の交付」を加え、同項第9号中「（第26条及び」を「（第26条第1項及び第2項並びに」に改め、「勧告」の次に「、同条第2項（第26条第1項及び第2項並びに第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による説明」を加え、「を第26条及び」を「を第26条第1項及び第2項並びに」に改め、同項第10号中「第20条第1項（第26条及び」を「第20条第1項（第26条第1項及び第2項並びに」に、「を第26条及び」を「を第26条第1項及び第2項並びに」に、「及び同条第4項（第26条及び」を「、同条第4項（第26条第1項及び第2項並びに」に改め、「延長」の次に「及び同条第6項（第26条第1項及び第2項並びに第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による説明、意見陳述の機会の付与及び通知」を加え、同項第11号及び第12号中「第26条」を「第26条第1項及び第2項」に改め、同項第13号中「法」を削り、「第2項」の次に「（第26条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）」を、「同条第3項」の次に「（第26条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第32号を第33号とし、同項第31号中「同条第2項の規定による」を「協力の依頼並びに同条第2項の規定による新感染症の所見のある者への報告の徴収及び」に改め、同号を同項第32号とし、同項中第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、第28号を第29号とし、同項第27号中「実施及び」を「実施、」に改め、「延長」の次に「並びに同条第5項の規定による説明、意見陳述の機会の付与及び通知」を加え、同号を同項第28号とし、同項中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、同項第24号中「同条第2項の規定による」を「協力の依頼並びに同条第2項の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者への報告の徴収及び」に改め、同号を同項第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

(24) 第36条第1項の規定による通知、同条第2項の規定による書面の交付及び同条第4項の規定による掲示

別表保健所の部23の項第1号中「別表第2の15の項」を「別表第2の17の項」に改め、同部27の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「温泉採取廃止届」を「温泉のその他の利用廃止届」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「温泉採取者住所（氏名）変更届」を「温泉のその他の利用者住所（氏名）変更届」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「温泉採取届」を「温泉のその他の利用届」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第4条第2項の規定により、温泉採取許可申請書記載事項変更届を受理すること。

別表保健所の部30の項第1号中「別表2の項第23号」を「別表の2の項の第25号」に改め、同部57の項第3号中「第18条の31第1項」を「第18条の36第1項」に改め、同項第4号中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同項第16号中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に改め、同項第17号中「第18条の16」を「第18条の18第1項又は第2項」に改め、同項第18号中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同項第19号中「第18条の23第1項及び第18条

の24第1項」を「第18条の28第1項及び第18条の29第1項」に、「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」に改め、同項第20号中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同項第21号中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に改め、同項第22号中「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」に改める。

別表保健環境科学研究所の部1の項第2号中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

別表農林振興センターの部中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同部1の項第1号中「のうち農地」を削り、同部5の項を次のように改める。

| | |
|-------|------------------------|
| 5 漁業法 | (1) 第87条の規定による休業の届出の受理 |
|-------|------------------------|

別表農林水産振興センターの部に次の12項を加える。

| | |
|---------------------------|--|
| 6 島根県漁業調整規則 | (1) 第50条の規定による漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の受理 |
| 7 国有財産法 | (1) 第8条第2項の規定により、農林水産省所管の国有財産（以下この項において「国有財産」という。）のうち普通財産を管理すること。 (2) 第31条の2第1項の規定による国有財産の調査又は測量を行うための他人の占有する土地への立入り (3) 第31条の2第2項の規定による他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においてあらかじめ行う土地の占有者への通知 (4) 第31条の3第1項の規定による国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して行う境界を確定するための協議 (5) 第31条の3第3項の規定による確定された境界に係る書面の作成 (6) 第31条の4第1項の規定による国有財産の隣接地の所有者が立会いに応じない場合において、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて行う境界を定めるための調査 |
| 8 漁港漁場整備法 | (1) 第37条第1項の規定により、漁港施設の形質等の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分を申請をし、又は許可すること。 (2) 第39条第1項の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等、土砂の採取、土地の掘削等、汚水の放流等又は水面等の一部の占用を許可すること。 (3) 第39条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。 (4) 第39条第4項の規定により、同条第1項の規定による行為の協議をし、又は国等からの協議を受けること。 |
| 9 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則 | (1) 第3条の規定により、漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設に係る工事着手届を受理すること。 (2) 第4条の規定により、許可又は認可に係る行為の中止等の届出を受理すること。 (3) 第5条の規定により、改氏名等の届出を受理すること。 |
| 10 島根県漁港管理条例 | (1) 第3条第2項の規定により、甲種漁港施設を滅失等した者に対し、原状回復等の指示をすること。 (2) 第4条第1項の規定により、工作物の新築等、土砂の採取又は土地の掘削の承認をすること。 (3) 第5条の規定により、港内に停係泊をする船舟に対して移動を命ずること。 (4) 第7条第1項の規定により、危険物等を積載した船舟の停係泊の場所を指示すること。 |

| | |
|------------------|--|
| | <p>(5) 第7条第2項の規定により、危険物等の荷役の許可をすること。</p> <p>(6) 第8条の規定により、漁港の区域内の水域又は甲種漁港施設内の放置物件の除去命令をすること。</p> <p>(7) 第10条第2項の規定により、陸揚又は船積を行う場所等を指示すること。</p> <p>(8) 第10条第3項ただし書の規定により、陸揚又は船積が終わった船舟が指定区域外に移動しないことを許可すること。</p> <p>(9) 第11条の規定により、甲種漁港施設の利用の届出を受理すること。</p> <p>(10) 第12条第1項の規定により、甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等を許可すること。</p> <p>(11) 第12条第2項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(12) 第13条第1項の規定により、占用料を徴収すること。</p> <p>(13) 第13条第4項（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占用料を減免すること（農林水産振興センター所長の権限に属するものに限る。）。</p> <p>(14) 第13条第5項ただし書（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、占用料を返還すること。</p> <p>(15) 第14条第1項の規定により、土砂採取料等を徴収すること。</p> <p>(16) 第15条第1項の規定により、入出港届を受理すること。</p> <p>(17) 第15条第2項の規定により、漁港入出港状況の報告を受けること。</p> |
| 11 島根県漁港管理条例施行規則 | <p>(1) 第10条の規定により、占用等の廃止届等を受理すること。</p> |
| 12 海岸法 | <p>(1) 第7条第1項の規定により、海岸保全区域の占用を許可（許可期間の更新の許可を含む。）すること（漁港に係るものに限る。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 第8条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為を許可すること。</p> <p>(3) 第10条第2項及び第13条第2項の規定により、国等からの協議を受けること。</p> <p>(4) 第12条第1項又は第2項の規定により、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること。</p> <p>(5) 第13条第1項の規定により、工事の設計及び実施計画について承認すること。</p> <p>(6) 第18条第1項又は第5項の規定により、海岸保全区域に関する調査等のための他人の占有する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知をすること。</p> <p>(7) 第20条第1項の規定により、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。</p> <p>(8) 第35条第1項の規定により、第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料を納付しない者に対して督促を行うこと。</p> <p>(9) 第35条第3項の規定により、延滞金を徴収すること。</p> <p>(10) 第38条の2の規定により、第1号及び第2号の許可並びに第5号の承認に条件を付すること。</p> |
| 13 島根県海岸占用料等徴収 | <p>(1) 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（農林水産</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 条例 | 振興センター所長の権限に属するものに限る。次号において同じ。) (2) 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。 |
| 14 海岸保全区域の占用等に関する規則 | (1) 第5条の規定により、海岸保全区域の占用又は行為の許可を受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること（農林水産振興センター所長の権限に属するものに限る。）。 (2) 第6条の規定により、占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。 (3) 第7条の規定により、工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。 |
| 15 砂利採取法 | (1) 第16条の規定により、砂利採取計画（農林水産部の所掌に属するものに限る。）を認可すること（第43条の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。 (2) 第20条第1項の規定により、第16条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。 (3) 第20条第2項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について第20条第1項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。 (4) 第20条第3項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの第18条第1項第1号の事項に変更があった旨の届出を受理すること。 (5) 第22条の規定により、第16条の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することになり、又は該当することとなるおそれがあると認める場合においてはその認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。 (6) 第23条第1項の規定により、砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること（農林水産部の所掌に属するものに限る。次号、第10号及び第11号において同じ。）。 (7) 第23条第2項の規定により、第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。 (8) 第24条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。 (9) 第31条第1項の規定により、第1号及び第2号の認可に条件を付すること。 (10) 第33条の規定により、砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。 (11) 第34条第2項の規定により、職員に、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させること。 (12) 第36条第3項の規定により、認可の申請等のあった旨及び認可等の処分をした旨を関係市町村長へ通報すること。 (13) 第37条第2項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づ |

| | |
|----------------|---|
| | き必要な調査及び措置をすること。 |
| 16 租税特別措置法施行規則 | (1) 第15条第2項に規定する証明（所管事業に係るものに限る。） |
| 17 その他の事務 | (1) 土地改良登記令の規定による登記の申請に当たり必要な理事等の資格証明書又は土地改良事業該当地証明書の交付 (2) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の役員資格証明書の交付 (3) 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地に係る登記の嘱託 (4) 漁港施設の境界確認に関する次に掲げる事務 ア 漁港施設と隣接する土地との境界の確認 イ 漁港施設に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意 (5) 工事の共同施行に関する協議及び協定の締結 (6) 工事の受託施行に関する協議及び契約の締結 (7) 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。 |

別表農業技術センターの部中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の1項を加える。

| | |
|---|--|
| 1 島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例（令和2年島根県条例第52号） | (1) 第6条第3項の規定により、ほ場審査及び生産物審査の結果を指定種子等生産者に通知すること。 |
|---|--|

別表家畜保健衛生所の部1の項第3号及び第4号中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める。

別表中水産事務所の部を削る。

別表県土整備事務所の部3の項中第34号を第36号とし、第33号を第35号とし、同項第32号中「第87条第1項」の次に「（第91条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第34号とし、同項第31号中「第73条第3項」の次に「（第91条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第33号とし、同項第30号中「第73条第1項」の次に「（第91条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第32号とし、同項中第29号を第31号とし、第13号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、第12号を第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 第44条第4項（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地、竹木又は工作物の管理者に対して、道路の構造への損害又は交通の危険を防止するための施設を設け、その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表県土整備事務所の部3の項中第11号を第12号とし、同項第10号中「第40条第2項」の次に「（第91条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 第39条の9（第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、道路占用者に対して、占用物件の維持管理のための必要な措置を講ずべきことを命ずること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第46号

予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則

予算の執行等について賠償責任を負うべき職員を指定する規則（昭和43年島根県規則第30号）の一部を次のように改正

する。

本則中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第47号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項第7号部長専決事項の欄の(2)中「停止」を「停止等」に改め、同欄の(3)中「役務提供事業者」の次に「の役員等」を加え、同欄の(4)中「第14条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「又は役務提供事業者」を「若しくは役務提供事業者又は通信販売電子メール広告受託事業者」に改め、同欄の(5)中「停止」を「停止等」に改め、同欄の(21)中「購入業者」の次に「の役員等」を加え、同欄中(21)を(24)とし、同欄の(20)中「停止」を「停止等」に改め、同欄中(20)を(23)とし、(19)を(22)とし、同欄の(18)中「行う者」の次に「の役員等」を加え、同欄中(18)を(21)とし、その前に次のように加える。

(20) 法第57条第2項の規定により、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の停止を命ずること。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項第7号部長専決事項の欄の(17)中「当該業務提供誘引販売業に係る」を削り、「停止」を「停止等」に改め、同欄中(17)を(19)とし、同欄の(16)中「第56条第1項」の次に「又は第2項」を、「行う者」の次に「又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」を加え、同欄中(16)を(18)とし、同欄の(15)中「販売業者」の次に「の役員等」を加え、同欄中(15)を(17)とし、同欄の(14)中「停止」を「停止等」に改め、同欄中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、同欄の(12)中「第39条の2」を「第39条の2第1項から第3項まで」に改め、「一般連鎖販売業者」の次に「の役員等」を加え、同欄中(12)を(14)とし、その前に次のように加える。

(13) 法第39条第4項の規定により、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の停止を命ずること。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項第7号部長専決事項の欄の(11)中「第39条」を「第39条第1項から第3項まで」に、「を停止し、」を「の停止」に、「停止を」を「停止等を」に改め、同欄中(11)を(12)とし、同欄の(10)中「第38条」を「第38条第1項から第4項まで」に、「又は一般連鎖販売業者」を「一般連鎖販売業者又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」に改め、同欄中(10)を(11)とし、同欄の(9)中「役務提供事業者」の次に「の役員等」を加え、同欄中(9)を(10)とし、同欄の(8)中「停止」を「停止等」に改め、同欄中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、同欄の(6)中「役務提供事業者」の次に「の役員等」を加え、同欄中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 法第15条第2項の規定により、通信販売電子メール広告受託事業者に対し、通信販売電子メール広告に関する業務の停止を命ずること。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項中第16号及び第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第23号までを2号ずつ繰り上げ、同表に次の1項を加える。

| | | |
|--------|--|--|
| 感染症対策室 | 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施 | (1) 法第14条第1項の規定により、指定届出機関を指定し、又は同条第6項の規定により、当該指定を取り消すこと。 |
|--------|--|--|

| | | | |
|--|--------------------------------------|--|--|
| | <p>行に関する事務</p> | | <p>(2) 法第15条第17項の規定により、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対して職員の派遣その他必要な協力を求めること。</p> <p>(3) 法第38条第2項の規定により、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関を指定し、同条第5項若しくは第6項の規定により、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関に対する指導を行い、又は同条第9項の規定により、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関の指定を取り消すこと。</p> <p>(4) 法第43条第1項の規定により、感染症指定医療機関の管理者に対して報告を求め、若しくは職員に帳簿書類を検査させ、又は同条第2項の規定により、診療報酬の支払を一時差し止めさせ、若しくは差し止めること。</p> <p>(5) 法第51条第1項の規定により、措置の内容等を厚生労働大臣に通報すること。</p> <p>(6) 法第52条第1項の規定により、措置の内容及びその後の経過を厚生労働大臣に報告すること。</p> |
| | <p>2 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関する事務</p> | | <p>(1) 法第6条第1項の規定により、麻しん等のまん延防止のため臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせること。</p> |

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項に次の1号を加える。

| | | |
|--|--|---|
| <p>7 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関する事務</p> | | <p>(1) 法第4条第8項の規定により、農林業等活性化基盤整備計画の作成又は変更に同意すること。</p> <p>(2) 法第8条第6項の規定により、所有権移転等促進計画を承認すること。</p> |
|--|--|---|

別表第2農林水産部の表産地支援課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表農畜産課の項に次の1号を加える。

| | | |
|---------------------|--|---------------------------|
| <p>19 島根県土地改良財産</p> | | <p>(1) 条例第3条の規定により、土地</p> |
|---------------------|--|---------------------------|

| | |
|---|---|
| の処分に関する条例 (昭和37年島根県条例 第5号)の施行に関する事務 | 改良財産の譲与を決定すること。 (2) 条例第5条第1号の規定により、譲与した土地改良財産の用途廃止を承認すること。 |
|---|---|

別表第2農林水産部の表農村整備課の項第3号事務の種類欄中「(昭和37年島根県条例第5号)」を削り、同号部長専決事項の欄中「第5条」を「第5条第1号」に改め、同表農地整備課の項に次の2号を加える。

| | |
|---|---|
| 3 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年法律第17号)の施行に関する事務 | <p>(1) 法第6条の規定により、農業用ため池の所有者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。</p> <p>(2) 法第7条第1項及び第5項の規定により、特定農業用ため池の指定及び指定の解除をすること。</p> <p>(3) 法第10条第1項及び第2項の規定により、農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行等を命ぜること。</p> <p>(4) 法第14条第1項の規定により、特定農業用ため池の施設管理権の設定に係る裁定の申請があったことを公告すること。</p> <p>(5) 法第15条第1項の規定により、特定農業用ため池の施設管理権の設定に係る裁定をすること。</p> <p>(6) 法第16条第1項(法第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、裁定をした旨の通知及び公告をすること(裁定の内容が変更されたときを含む。)</p> <p>(7) 法第17条第3項の規定により、特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長に係る裁定をすること。</p> |
| 4 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)の施行に関する事務 | <p>(1) 法第4条第1項及び第3項の規定により、防災重点農業用ため池の指定及び指定の解除をすること。</p> <p>(2) 法第5条第1項の規定により、防災工事等推進計画を定め、又は同条第5項の規定により、これを変更すること。</p> |

別表第2農林水産部の表林業課の項第1号部長専決事項の欄の(3)中「議決」を「決議」に改め、同表水産課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同号の次に次の5号を加える。

| | | |
|---|--|---|
| <p>7 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の施行に関する事務</p> | | <p>(1) 法第6条第3項又は第4項の規定により、漁港の指定について農林水産大臣に対して意見を述べること。</p> <p>(2) 法第6条第6項の規定により、漁港の指定の内容の変更又は指定の取消しについて農林水産大臣に対して意見を述べること。</p> <p>(3) 法第25条第1項第3号の規定により、漁港管理者を指定すること。</p> <p>(4) 法第39条第5項の規定により、漁港の保全上特に必要がある区域を指定すること。</p> <p>(5) 法第39条第5項第2号の規定により、漁港の区域内に捨て、又は放置してはならない物件を指定すること。</p> <p>(6) 法第39条の2第1項の規定により、許可の取消し等の処分をし、又は行為の中止等を命ずること。</p> |
| <p>8 島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の施行に関する事務</p> | | <p>(1) 条例第4条第1項の規定により、漁港の保全のため必要な区域を指定すること。</p> <p>(2) 条例第10条第1項の規定により、陸揚輸送等及び出漁準備のための区域を指定すること。</p> <p>(3) 条例第16条の規定により、許可の取消し等の処分をし、又は行為の中止等を命ずること。</p> |
| <p>9 海岸法の施行に関する事務</p> | | <p>(1) 法第2条の3第1項の規定により、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を定め、又は同条第7項の規定により、これを変更すること。</p> <p>(2) 法第3条第1項又は第2項の規定により、海岸保全区域を指定すること。</p> <p>(3) 法第5条第2項の規定により、</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>市町村長が管理する海岸保全区域を指定すること。</p> <p>(4) 法第5条第4項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者が管理する区域を協議して定めること。</p> <p>(5) 法第5条第6項の規定により、市町村の長が当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことについて市町村長からの協議を受けること。</p> <p>(6) 法第8条の2第1項第2号から第4号までの行為を規制する区域を指定すること。</p> <p>(7) 法第8条の2第1項第3号の規定により、海岸保全区域へ入れ、又は放置することを禁止する物件を指定すること。</p> <p>(8) 法第19条第4項の規定により、収用委員会に裁決を申請すること。</p> <p>(9) 法第27条第2項の規定により、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の施行について主務大臣に協議し、その同意を得ること。</p> |
| <p>10 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の施行に関する事務</p> | <p>(1) 法第2条の規定により、公有水面の埋立てを免許すること。</p> <p>(2) 法第6条第3項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、埋立てに伴う補償等の協議が整わない場合等において裁定をすること。</p> <p>(3) 法第22条の規定により、埋立てに関する工事のしゅん功を認可すること。</p> <p>(4) 法第25条の規定により、埋立てに関する工事の施行により不用となった国有地の下付を決定すること。</p> <p>(5) 法第32条第1項の規定により、免許その他の処分を取り消し、若しくはその条件を変更し、埋立て</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>に関する工事の施行区域内における公有水面内に存する工作物その他の物件を改築し、除去し、損害防止のため必要な施設を設置させ、又は原状回復を命ずること。</p> <p>(6) 法第32条第2項の規定により、同条第1項第7号の事業を行う者に対し、同号の理由による同条第1項の処分により損害を受けた者に対する補償を命ずること。</p> <p>(7) 法第34条第1項又は第2項の規定により、埋立て免許の効力を復活し、又は免許条件を変更すること。</p> <p>(8) 法第42条第1項の規定により、国が行う埋立てを承認すること。</p> <p>(9) 法第43条の規定により、国が埋立てた土地の一部を公共団体に帰属させること。</p> |
| <p>11 国有財産法施行令 (昭和23年政令第246号)の施行に関する事務</p> | | <p>(1) 施行令第6条第4項第1号の規定により、行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとする場合において、農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>(2) 施行令第6条第4項第2号の規定により、国有財産の所管換を受けよう、又はしようとする場合において、農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>(3) 施行令第6条第4項第3号の規定により、行政財産の用途を廃止しようとする場合において、農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>(4) 施行令第6条第4項第4号の規定により、行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとする場合において、農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>(5) 施行令第6条第4項第5号の規定により、国以外の者に行政財産を使用させ、又は収益させようと</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>する場合において、農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>(6) 施行令第6条第4項第6号の規定により、普通財産の売払いをしようとする場合において、農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。</p> <p>(7) 施行令第6条第4項第7号の規定により、普通財産を譲与しようとする場合において、農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。</p> |
|--|--|---|

別表第2農林水産部の表漁港漁場整備課の項を次のように改める。

| | | | |
|---------|---|--|--|
| 沿岸漁業振興課 | 1 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）の施行に関する事務 | | <p>(1) 法第5条第1項又は第2項の規定により、沿岸水産資源開発区域を指定すること。</p> <p>(2) 法第6条第1項の規定により、沿岸水産資源開発区域を変更し、又はその指定を解除すること。</p> <p>(3) 法第7条第1項の規定により、沿岸水産資源開発計画を定めること。</p> <p>(4) 法第8条第1項の規定により、沿岸水産資源開発計画を変更すること。</p> |
| | 2 輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）の施行に関する事務 | | <p>(1) 法第3条の3第1項の規定により、事業場の登録を行うこと。</p> <p>(2) 法第4条第1項の規定により、事業場の登録を取り消し、又は事業の停止を命ずること。</p> <p>(3) 法第6条の規定により、事業場の改善について勧告を行うこと。</p> |
| | 3 沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）の施行に関する事務 | <p>(1) 法第7条の2第1項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めること。</p> <p>(2) 法第7条の3第1項の規定により、基本計画を変更すること。</p> | <p>(1) 法第8条第1項の規定により、特定水産動物育成事業の認可をすること。</p> <p>(2) 法第12条第1項の規定により、特定水産動物育成水面の区域及び育成水面利用規則の変更認可をすること。</p> <p>(3) 法第15条第1項の規定により、放流効果実証事業を実施する者を指定すること。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | (4) 法第23条第1項の規定により、 法第15条第1項の規定による指定 を取り消すこと。 |
|--|--|---|

別表第2 土木部の表建築住宅課の項第12号部長専決事項の欄の(5)中「第33条」を「第38条」に改め、同欄の(6)中「第34条」を「第39条」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同欄の(7)中「第37条」を「第42条」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

別表第5 保健所の項第7号地方機関の長専決事項の欄中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 法第34条の規定により、報告を求めること。

別表第5 保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄中(48)を(49)とし、(18)から(47)までを(19)から(48)までとし、(17)の次に次のように加える。

(18) 法第32条の規定により、配置従事の届出を受理すること。

別表第5 支庁及び農林振興センターの項地方機関の名称の欄中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項第14号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

| | |
|-----------------------------|--|
| 18 ツキノワグマ等の保護管理対策委託事業に関する事務 | (1) ツキノワグマ等の野生鳥獣緊急対応支援業務の委託を決定すること及びこれに伴う契約に関すること（西部農林水産振興センターに限る。）。 |
|-----------------------------|--|

別表第5 支庁及び農林水産振興センターの項第23号事務の種類欄中「島根県治山アドプト制度」の次に「（治山施設）」を加え、同項中第24号を第30号とし、第23号の次に次の6号を加える。

| | |
|-----------------|--|
| 24 漁業法の施行に関する事務 | <p>(1) 法第57条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条に規定する中型まき網漁業（法第57条第7項の規定により知事が許可をすることができる船舶等の数が定められた漁業を除く。）及び小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業及びいか巣びき網漁業）及び手繰第二種漁業のうちえびびき網漁業を除く。）の許可をすること。</p> <p>(2) 法第106条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定又は変更若しくは廃止の認可を行うこと。</p> <p>(3) 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置を命ずること。</p> <p>(4) 法第176条第1項の規定により、漁業に関して報告を徴し、又は漁場等の状況若しくは帳簿書類その他の物件を職員に検査させること。</p> |
|-----------------|--|

| | |
|------------------------------|--|
| | <p>(5) 法第176条第2項の規定により、職員に他人の土地に立ち入って測量等をし、又は測量等の障害となる物の移転をし、若しくは除去をさせること。</p> |
| <p>25 島根県漁業調整規則の施行に関する事務</p> | <p>(1) 規則第4条の規定により、漁業の許可をすること（同条第3号及び第14号に掲げる漁業のうち、ずわいがに、ばい又はえびをとることを目的とするものを除く。(4)及び(7)において同じ。)</p> <p>(2) 規則第7条第1項の規定により、起業の認可に基づく漁業の許可をすること。</p> <p>(3) 規則第8条第2項の規定により、漁業の許可又は起業の認可に関し必要な書類の提出を求めること。</p> <p>(4) 規則第13条第1項又は第2項の規定により、漁業の許可又は起業の認可に条件を付けること。</p> <p>(5) 規則第15条第2項の規定により、漁業の許可の有効期間の短縮を決定すること。</p> <p>(6) 規則第16条第1項の規定により、規則第11条第1項の規定により定められた制限措置と異なる内容により漁業を営むことの許可をすること。</p> <p>(7) 規則第24条の規定により、漁業許可証を交付すること。</p> <p>(8) 規則第29条の規定により、漁業許可証を書き換えて交付し、又は再交付すること。</p> <p>(9) 規則第30条第1項の規定により、漁業許可証の返納を受理すること。</p> <p>(10) 規則第33条第1項の規定により、水産動植物の採捕の許可をすること。</p> <p>(11) 規則第33条第5項の規定により、水産動植物の採捕に係る許可の有効期間の短縮を決定すること。</p> <p>(12) 規則第33条第9項の規定により、水産動植物採捕許可証を交付すること。</p> <p>(13) 規則第33条第13項において準用する規則第8条第2項の規定により、水産動植物の採捕の許可に関し必要な書類の提出を求めること。</p> <p>(14) 規則第33条第13項において準用する規則第13条第1項又は第2項の規定により、水産動</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>植物の採捕の許可に条件を付けること。</p> <p>(15) 規則第33条第13項において準用する規則第29条の規定により、水産動植物採捕許可証を書き換えて交付し、又は再交付すること。</p> <p>(16) 規則第33条第13項において準用する規則第30条第1項の規定により、水産動植物採捕許可証の返納を受理すること。</p> <p>(17) 規則第43条第1項の規定により、漁業権漁場内の岩礁の破砕又は土砂若しくは岩石の採取の許可をすること。</p> |
| 26 漁船法（昭和25年法律第178号）及び漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）の施行に関する事務 | <p>(1) 法第4条第1項、第2項又は第6項の規定により、動力漁船の建造、改造若しくは転用を許可し、又は許可事項の変更を許可すること（二級船を除く。）。</p> <p>(2) 法第8条の規定により、動力漁船がしゅん工し、又は改造工事が完成したときの認定をすること。</p> <p>(3) 法第10条第1項の規定により、漁船を登録すること。</p> <p>(4) 法第12条第1項の規定により、登録票を交付すること。</p> <p>(5) 法第13条の規定により、漁船及び登録票の検認をすること。</p> <p>(6) 法第17条第3項の規定により、登録票を書換交付すること。</p> <p>(7) 法第20条第1項の規定により、登録票の返納を受理すること。</p> <p>(8) 法第21条の規定により、漁船の登録の謄本を交付すること。</p> <p>(9) 施行規則第11条第1項の規定により、登録票を再交付すること。</p> |
| 27 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）の施行に関する事務 | <p>(1) 政令第1条第1項の規定により、小型漁船の総トン数の測度をすること。</p> |
| 28 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する事務 | <p>(1) 法第5条の規定により、遊漁船業登録簿に登録し、その旨を申請者に通知すること。</p> <p>(2) 法第6条の規定により、遊漁船業者の登録を拒否し、その旨を申請者に通知すること。</p> <p>(3) 法第7条第2項の規定により、変更の届出があった事項を遊漁船業者登録簿に登録すること。</p> <p>(4) 法第10条の規定により、遊漁船業者の登録</p> |

| | |
|------------------------------------|--|
| | を抹消すること。 (5) 法第11条第1項の規定により、業務規程に係る届出を受理すること。 |
| 29 水産業協同組合法及び水産業協同組合法施行細則の施行に関する事務 | (1) 法第11条の3第1項の規定により、漁業協同組合（信用事業を行うもの、業種別のもの又は県の区域を地区とするものを除く。(2)及び(3)において同じ。）の資源管理規程の設定又は変更の認可をすること。 (2) 法第15条の2第1項又は第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業協同組合及び水産加工業協同組合（信用事業を行うもの又は県の区域を地区とするものを除く。(3)において同じ。）の共済規程の設定又は変更若しくは廃止の認可をすること。 (3) 法第48条第2項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、漁業協同組合、漁業生産組合（県の区域を地区とするものを除く。）及び水産加工業協同組合の定款の変更の認可をすること。 (4) 細則第15条の規定による登記完了の報告書を受理すること。 (5) 細則第16条の規定による総会又は総代会終了の報告書を受理すること。 (6) 細則第17条の規定による役員等の変更に関する報告書を受理すること。 |

別表第5農林大学校の項に次の1号を加える。

| | |
|---------------------|--|
| 2 補助金等交付規則の施行に関する事務 | (1) 規則第5条の規定により、島根県立農林大学校奨学のための宿舍貸付料助成事業（以下この号において「助成事業」という。）の助成金の交付を決定すること。 (2) 規則第11条の規定により、助成事業の助成金の額を確定すること。 (3) 規則第12条の規定により、交付対象者に対し助成事業の遂行等を指示すること。 |
|---------------------|--|

別表第5支庁及び水産事務所の項を削り、同表支庁及び県土整備事務所の項第4号事務の種類欄中「島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度」の次に「及び島根県治山アドプト制度（地すべり施設）」を加え、同表宍道湖流域下水道事務所の欄に次の1号を加える。

| | |
|--|---|
| 2 島根県流域下水道維持管理要綱（昭和56年7月1日付け下発第83号）の施行に関する事務 | (1) 要綱第4条第2項の規定により、接続工事を承認し、通知すること。 (2) 要綱第7条第1項の規定により、検査員を指定すること。 |
|--|---|

| | |
|--|--|
| | <p>(3) 要綱第7条第2項の規定により、検査結果を通知すること。</p> <p>(4) 要綱第8条第1項の規定により、流入開始を通知すること。</p> <p>(5) 要綱第9条の規定により、処理開始を通知すること。</p> <p>(6) 要綱第11条第2項の規定により、区域外流入の協議に対し、回答すること。</p> <p>(7) 要綱第22条第1項の規定により、調査の要請等を行うこと。</p> <p>(8) 要綱第22条第3項の規定により、事態改善措置を要請すること。</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第48号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表健康福祉部の項中「薬事衛生課」の次に「、感染症対策室」を加え、同表農林水産部の項中「漁港漁場整備課」を「沿岸漁業振興課」に改め、同条第5項の表水産課の項中「水産しまね振興室」を「基盤整備室」に改め、同表雇用政策課の項中「多様な就業推進室」を「若年者就職促進室」に改め、同表河川課の項の次に次のように加える。

| |
|-------|
| 港湾空港課 |
|-------|

| |
|-------|
| 空港整備室 |
|-------|

第14条第1項の表総務部の部総務課の項中第13号を第14号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号加える。

(3) 行政手続に関すること。

第14条第1項の表総務部の部人事課の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 内部統制に関すること。

第14条第1項の表総務部の部人事課の項中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第1項の表健康福祉部の部薬事衛生課の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

感染症対策室

(1) 結核その他の感染症の予防及び医療の提供に関すること。

(2) 笹ヶ谷周辺地区住民健康管理事務に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部農林水産総務課の項第11号中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同部農畜産課の項第1号中「、奨励」を削り、同項中第29号を第31号とし、第28号を第30号とし、第27号を第29号とし、第26号の次に次の2号を加える。

(27) 土地改良財産（畜産業に係るものに限る。）の管理及び処理に関すること（畜産室）。

(28) 土地改良事業（畜産業に係るものに限る。）の実施及び指導に関すること（畜産室）。

第14条第1項の表農林水産部の部農村整備課の項第4号中「こと」の次に「（農畜産課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第8号中「農地整備課」を「農畜産課及び農地整備課」に改め、同部農地整備課の項中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）に基づく手続に関すること。

(7) 防災重点農業用ため池に係る防災工場等の推進に関する特別措置法（平成2年法律第56号）に基づく手続に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部水産課の項及び漁港漁場整備課の項を次のように改める。

水産課

(1) 水産業協同組合等に関すること（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 水産物卸売市場に関すること。

(3) 宍道湖自然館に関すること。

(4) 水産技術センターに関すること。

(5) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。

(6) 漁業の免許及び許可に関すること。

(7) 漁業の調整及び取締りに関すること。

(8) 漁船に関すること。

(9) 遊漁船業に関すること。

(10) 漁業無線に関すること。

(11) 漁港の利用計画及び管理に関すること。

(12) 海岸保全区域の指定及び管理に関すること（漁港に係るものに限る。）。

(13) 漁港漁場整備事業（関連事業を含む。）及び海岸整備事業の計画、実施及び指導に関すること（基盤整備室）。

(14) 漁港の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること（基盤整備室）。

(15) 農林水産省所管の国有海浜地等の管理及び処分に関すること（漁港に係るものに限る。）。

(16) 公有水面の埋立てに関すること（漁港に係るものに限る。）。

(17) 県管理漁港区域内の航路標識の整備に関すること。

(18) 砂利採取計画の認可に関すること（漁港に係るものに限る。）。

沿岸漁業振興課

(1) 水産業の担い手に関すること。

(2) 水産業の改良普及に関すること。

(3) 水産物の生産、加工及び流通に関すること。

(4) 漁業共済に関すること。

(5) 水産金融に関すること。

(6) 漁業経営構造改善に関すること。

(7) 離島漁業再生支援交付金事業に関すること。

(8) 内水面漁業の振興に関すること。

(9) 栽培漁業の振興に関すること。

(10) 公益社団法人島根県水産振興協会の指導に関すること。

(11) 港勢調査に関すること。

(12) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関すること。

(13) 漁場の利用調整に関すること。

第14条第1項の表商工労働部の部雇用政策課の項第14号及び第15号中「(多様な就業推進室)」を削り、同表土木部の部港湾空港課の項第10号中「こと」の次に「(空港整備室)」を加える。

第16条第1項の表課の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|----|-------------------------------|
| 室 | 室長 | 上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
|---|----|-------------------------------|

第16条第2項の表以外の部分中「課」の次に「、室」を加え、同項の表センター又は管理所の項を次のように改める。

| | | |
|-------------|----------------|---|
| 室、センター又は管理所 | 室長、センター長又は管理所長 | 上司の命を受け、室、センター又は管理所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
|-------------|----------------|---|

第17条の表農林水産部の主管に属する機関の部中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、「水産事務所」を削る。

第21条第2項の表農林局の部中「農林局」を「農林水産局」に改め、同部総合企画部の項中「総務担当」を「総務課」に改め、同部農政・普及部の項中「農政・普及部」を「農業振興部」に、「島後地域振興課、島前地域振興課」を「隠岐地域振興第一課、隠岐地域振興第二課」に改め、同部林業部の項の次に次のように加える。

| | |
|-----|---------|
| 水産部 | 水産課、漁港課 |
|-----|---------|

第21条第2項の表水産局の部を削り、同条第4項の表以外の部分中「水産局」を「農林水産局」に改め、同項の表隠岐支庁水産局島前出張所の項中「水産局」を「農林水産局水産部」に改め、同条第6項中「農林局農政・普及部島前地域振興課」を「農林水産局農業振興部隠岐地域振興第二課」に改め、同項第7号中「農林局農政・普及部」を「農林水産局農業振興部」に改め、同条第8項の表農林局の部中「農林局」を「農林水産局」に改め、同部総合企画局の項第2号中「農林業」を「農林水産業」に改め、同項第7号を削り、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第19号とし、同号の前に次の9号を加える。

- (10) 水産関係の工事に係る入札及び契約に関すること。
- (11) 漁港及び海岸保全区域(漁港に係るものに限る。)の管理に関すること。
- (12) 農林水産省所管の国有海浜地等(漁港に係るものに限る。)の管理及び処分に関すること。
- (13) 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関すること。
- (14) 漁港事業等に係る土地等の登記に関すること。
- (15) 公有水面の埋立てに関すること(漁港に係るものに限る。)
- (16) 砂利採取計画の認可に関すること(漁港に係るものに限る。)
- (17) 隠岐海区漁業調整委員会に関すること。
- (18) 漁港施設用地の利用計画に関すること。

第21条第8項の表農林水産局の部農政・普及部の項中「農政・普及部」を「農業振興部」に改め、同部林業部の項の次に次のように加える。

水産部

- (1) 水産業協同組合等に関すること。
- (2) 水産金融に関すること。
- (3) 港勢調査に関すること。
- (4) 漁業の免許及び許可に関すること。
- (5) 漁船に関すること。
- (6) 遊漁船業に関すること。
- (7) 漁業の調整及び取締りに関すること。
- (8) 漁場の利用調整に関すること。
- (9) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関すること。
- (10) 栽培漁業の振興に関すること。

- (11) 水産業の改良普及に関する事。
- (12) 水産業の担い手に関する事。
- (13) 漁業経営構造改善に関する事。
- (14) 水産物の生産、加工及び流通に関する事。
- (15) 水産関係の補助金及び交付金に関する事。
- (16) 隠岐海区漁業調整委員会に関する事。
- (17) 漁場の整備事業に関する事。
- (18) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関する事。
- (19) 漁港関連道工事の執行に関する事。
- (20) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関する事。
- (21) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関する事。
- (22) 離島漁業再生支援交付金事業に関する事。

島前出張所

- ア 水産業の改良普及に関する事。
- イ 水産業の担い手に関する事。
- ウ 栽培漁業の推進に関する事。
- エ 栽培漁業センターに関する事。
- オ 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関する事。
- カ 漁場の整備事業に関する事。
- キ 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関する事。
- ク 漁港関連道工事の執行に関する事。
- ケ 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関する事。
- コ 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関する事。

第21条第8項の表水産局の部を削る。

第26条第2項の表農林技術部の項中「資源環境科、」を削り、同条第3項の表企画情報部の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 中山間地域の農畜産業の試験研究に関する事。

第26条第3項の表農林技術部の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第31条第2項中「、学芸課及び学芸調整スタッフ」を「及び学芸課」に改める。

第36条第3項の表松江保健所の部環境衛生部の項中「衛生指導課」を「食品衛生課、薬事・感染症対策課」に改める。

第37条第3項の表中「GLPスタッフ」を「感染症情報管理スタッフ」に改め、同表保健科学部の項中「保健科学部」を「感染症疫学部」に改め、同条第4項の表保健科学部の項中「保健科学部」を「感染症疫学部」に改める。

第43条第3項第10号を削る。

第46条の見出し及び同条第1項の表以外の部分中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同項の表東部農林振興センターの項中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に改め、同表西部農林振興センターの項中「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改め、同条第2項の表以外の部分中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同項の表を次のように改める。

| 農林水産振興センター | 部 | 課又はスタッフ |
|--------------|-------|-------------------------------|
| 東部農林水産振興センター | 総務企画部 | 総務課、総合振興スタッフ、調査計画スタッフ |
| | 農業振興部 | 農政課、農業振興課、松江地域振興第一課、松江地域振興第二課 |
| | 安来農業部 | 安来地域振興第一課、安来地域振興第二課 |

| | | |
|--------------|---------|-------------------------------|
| | 松江家畜衛生部 | 家畜衛生課 |
| | 出雲家畜衛生部 | 家畜衛生課、防疫調整スタッフ |
| | 林業部 | 林業振興課、森林保全課、松江地域林業普及課 |
| | 水産部 | 水産課、漁港課、技術調整スタッフ |
| 西部農林水産振興センター | 総務企画部 | 総務課、総合振興スタッフ、調査計画スタッフ |
| | 農業振興部 | 農政課、農業振興課、浜田地域振興第一課、浜田地域振興第二課 |
| | 川本家畜衛生部 | 家畜衛生課、防疫調整スタッフ |
| | 益田家畜衛生部 | 家畜衛生課 |
| | 林業部 | 林業振興課、森林保全課、浜田地域林業普及課 |
| | | 石見木材振興スタッフ |
| | | 構造対策緊急地域・6次産業スタッフ |
| | 水産部 | 水産課、漁港課、技術管理スタッフ |

第46条第3項の表以外の部分中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同項の表中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に、「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改め、同条第4項の表以外の部分中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同項の表中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に、「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改め、同条第5項の表を次のように改める。

| 事務所 | 部 | 課又はスタッフ |
|-------------------|-------|--|
| 東部農林水産振興センター雲南事務所 | 農業部 | 雲南地域振興第一課、雲南地域振興第二課、雲南地域振興第三課 |
| | 林業部 | 林業普及第一課、林業普及第二課 |
| 東部農林水産振興センター出雲事務所 | 農業部 | 出雲地域振興第一課、出雲地域振興第二課、出雲地域振興第三課、基盤整備連携スタッフ |
| | 林業部 | 林業普及第一課、林業普及第二課 |
| 西部農林水産振興センター県央事務所 | 邑智農業部 | 邑智地域振興第一課、邑智地域振興第二課 |
| | 大田農業部 | 大田地域振興第一課、大田地域振興第二課 |
| | 林業部 | 林業普及第一課、林業普及第二課 |
| 西部農林水産振興センター益田事務所 | 農業部 | 益田地域振興第一課、益田地域振興第二課、益田地域振興第三課 |
| | 林業部 | 林業普及第一課、林業普及第二課 |

第46条第6項及び第7項を削り、同条第8項中「農林振興センター農業普及部、農業普及部支所、事務所農業普及部及び事務所農業普及部支所」を「農林水産振興センター農業振興部、安来農業部、事務所農業部」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項の表総務企画部の部中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を第21号とし、同号の前に次の8号を加える。

- (13) 水産関係の工事に係る入札及び契約に関する事。
- (14) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関する事。
- (15) 農林水産省所管の国有海浜地等（漁港に係るものに限る。）の管理及び処分に関する事。
- (16) 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関する事。
- (17) 漁港事業等に係る土地等の登記に関する事。
- (18) 公有水面の埋立てに関する事（漁港に係るものに限る。）。
- (19) 砂利採取計画の認可に関する事（漁港に係るものに限る。）。
- (20) 漁港施設用地の利用計画に関する事。

第46条第9項の表農政部の部中「農政部」を「農業振興部」に改め、同部に次の6号を加える。

- (22) 農業改良普及指導の企画調整に関する事。

- (23) 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関すること。
- (24) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関すること。
- (25) 農業の担い手の育成指導に関すること。
- (26) 農業技術の普及指導に関すること。
- (27) 技術情報の提供に関すること。

第46条第9項の表農業普及部の部を次のように改める。

農業部

- (1) 農業改良普及指導の企画調整に関する事項
- (2) 農業経営の改善及び農村生活の改善の普及指導に関する事項
- (3) 農業技術及びその普及方法の調査研究に関する事項
- (4) 農業の担い手の育成指導に関する事項
- (5) 農業技術の普及指導に関する事項
- (6) 技術情報の提供に関する事項

第46条第9項の表林業部の次に次のように加える。

水産部

- (1) 水産業協同組合等に関すること。
- (2) 水産金融に関すること。
- (3) 港勢調査に関すること。
- (4) 漁業の免許及び許可に関すること。
- (5) 漁船に関すること。
- (6) 遊漁船業に関すること。
- (7) 漁業の調整及び取締りに関すること。
- (8) 漁場の利用調整に関すること。
- (9) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関すること。
- (10) 栽培漁業の振興に関すること。
- (11) 内水面漁業の振興に関すること。
- (12) 水産業の改良普及に関すること。
- (13) 水産業の担い手に関すること。
- (14) 漁業経営構造改善に関すること。
- (15) 水産物の生産、加工及び流通に関すること。
- (16) 水産関係の補助金及び交付金に関すること。
- (17) 漁場の整備事業に関すること。
- (18) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関すること。
- (19) 漁港関連道工事の執行に関すること。
- (20) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関すること。
- (21) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関すること。

第46条第9項の表事務所の部農業普及部の款中「農業普及部」を「農業部」に改め、同款支所の項を削り、同条第9項を同条第7項とする。

第47条第3項の表総務企画部の項中「企画調整スタッフ」の次に「スマート農業スタッフ」を加え、同表技術普及部の項中「普及調整課」を「農村振興スタッフ、普及調整課」に、「野菜技術普及課、果樹技術普及課、花き技術普及課」を「水田園芸技術普及課、産地支援技術普及課」に改め、同表栽培研究部の項中「野菜科、果樹科、花き科」を「水田園芸科、有機農業科、産地支援科」に改め、同表資源環境研究部の項中「特産開発科」を削る。

第47条第5項の表総務企画部の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) スマート農業の推進に関すること。

第47条第5項の表栽培研究部の項に次の1号を加える。

- (6) 品種の開発及び普及並びに種苗の保存、増殖及び配布に関すること。

第47条第5項の表資源環境研究部の項第5号を削る。

第51条第3項の表中「畜産技術普及課」の次に「、企画調整スタッフ」を加え、同表生産技術部の項中「肉用牛科」の次に「、繁殖技術科」を加え、同表育種改良部の項中「繁殖技術科、」を削る。

第51条第4項の表生活技術部の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 牛の繁殖技術の試験研究及び調査指導に関すること。

第51条第4項の表育種改良部の項第1号を次のように改める。

- (1) しまね和牛の育種改良に係る試験研究に関すること。

第52条第1項の表以外の部分中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改め、同項の表中「併置する農林振興センター」を「併置する農林水産振興センター」に、「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に、「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改め、同条第2項の表出雲家畜保健衛生所の項及び川本家畜保健衛生所の項中「防疫業務課」を「防疫調整スタッフ」に改める。

第54条を次のように改める。

第54条 削除

第55条第3項の表内水面浅海部の項中「内水面科」の次に「、沿岸漁業研究推進スタッフ」を加え、同条第4項の表内水面浅海部の項に次の1号を加える。

- (8) 沿岸漁業に関する研究の推進及び改良普及との連携に関すること。

第57条第3項中「総務観光スタッフ」を「観光定住スタッフ」に改める。

第61条第2項の表技術第一部の項中「、木質新機能材料開発プロジェクトチーム」を削り、「高機能センシング応用製品開発プロジェクトチーム」の次に「、多様な形状・材料への曲面印刷技術開発プロジェクトチーム」を加え、同表技術第二部の項中「、生体反応活性化技術開発応用プロジェクトチーム」を削り、同条第4項中「、農林水産素材加工科及び食品等高品質加工処理技術開発プロジェクトチーム」を「及び農林水産素材加工科」に改める。

第64条第2項の表出雲県土整備事務所の部農林工務部の項中「農村整備課」の次に「、水利課」を加え、同表県央県土整備事務所の部中

「

| | | |
|--|--|----------|
| | | 技術管理スタッフ |
|--|--|----------|

」

を

「

| | | |
|--|--|---------------|
| | | 技術管理スタッフ |
| | | 江の川治水事業推進スタッフ |

」

に改め、同表浜田県土整備事務所の部農林工務部の項中「農村整備課、農道・防災課」を「農村・防災課、農道整備課」に改め、同部土木工務部の項中「、災害工務課」を削り、同条第4項の表松江県土整備事務所広瀬土木事務所の項中「布部ダム管理課」を「ダム管理課」に改め、同条第7項の表建築部の部に次のように加える。

江の川治水事業推進スタッフ

江の川治水事業に係る事業調整に関すること。

第65条第1項中「第二浜田ダムの建設及び浜田ダム再開発並びに」を削る。

第70条第1項の表隠岐支庁農林局家畜衛生部長の項中「農林局」を「農林水産局」に、「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に改め、同表松江家畜保健衛生所長の項及び出雲家畜保健衛生所長の項中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に改め、同表川本家畜保健衛生所長の項及び益田家畜保健衛生所長の項中「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改め、同表松江家畜保健衛生所隠岐支所長の項中「農林局」を「農林水産局」に改め、同条第2項の表松江家畜保健衛生所の項及び出雲家畜保健衛生所の項中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に改め、同表川本家畜保健衛生所の項及び益田家畜保健衛生所の項中「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改める。

第71条第1項の表条例によるものの部中

「

| | | |
|------------|---|-----|
| 島根県情報公開審査会 | 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第20条第1項並びに島根県公文書等の管理に関する条例第23条第1項及び第27条第2項の規定により諮問された事項についての審議並びに情報公開制度及び公文書等の管理に関する重要な事項についての答申及び建議に関する事務 | 総務課 |
|------------|---|-----|

」

を

「

| | | |
|------------|---|-----|
| 島根県行政不服審査会 | 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により諮問された事項についての審議に関する事務 | 総務課 |
| 島根県情報公開審査会 | 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第20条第1項並びに島根県公文書等の管理に関する条例第23条第1項及び第27条第2項の規定により諮問された事項についての審議並びに情報公開制度及び公文書等の管理に関する重要な事項についての答申及び建議に関する事務 | |

」

に、

「

| | | |
|--------------|---|--|
| 公務災害補償等認定委員会 | 議会の議員その他非常勤の職員の受けた災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについての調査審議に関する事務 | |
| 島根県行政不服審査会 | 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により諮問された事項についての審議に関する事務 | |

」

を

「

| | | |
|--------------|---------------------|--|
| 公務災害補償等認定委員会 | 議会の議員その他非常勤の職員の受けた災 | |
|--------------|---------------------|--|

| | | |
|--|---------------------|--|
| | 害が公務又は通勤により生じたものである | |
| | かどうかについての調査審議に関する事務 | |

に改め、同部島根県水産振興審議会の項中「水産課」を「沿岸漁業振興課」に改め、同部浜田漁港管理会の項中「漁港漁場整備課」を「水産課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第49号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「農林振興センター」を「農林水産振興センター」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

島根県訓令第6号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1知事印の項中「森林整備課長」を「農林水産総務課長」に、

| | | | |
|--|----------------|--|---|
| 島 根 県 知 事 印 | | 隠岐支庁県民局、各県民センター、 県民センター各事務所、公文書セン ター、各保健所、心と体の相談セン ター、各農林振興センター、中山間 地域研究センター、各水産事務所、 各県土整備事務所及び県土整備事務 所各事業所の長並びに西部県民セン ター県央事務所川本駐在スタッフ企 画幹 | を |
| ○○県民、公文書セ ンター、○○保健 所、心と体の相談、 ○○農林、○○水 産、○○県土整備又 は（地名） | 20ミリメートル 平方 | | |

| | | | | | |
|---|----------------|---|----------------|---|--------|
| <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">島 根 県 知 事 印</td> </tr> <tr> <td>〇〇県民、公文書センター、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林水産、〇〇県土整備又は（地名）</td> </tr> </table> | 島 根 県 知 事 印 | 〇〇県民、公文書センター、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林水産、〇〇県土整備又は（地名） | 20ミリメートル 平方 | 隠岐支庁県民局、各県民センター、 県民センター各事務所、公文書センター、 各保健所、心と体の相談センター、 各農林水産振興センター、中山間地域研究センター、 各県土整備事務所及び県土整備事務所各事業所の長並びに西部県民センター県央事務所川本駐在スタッフ企画幹 | に改め、同表 |
| 島 根 県 知 事 印 | | | | | |
| 〇〇県民、公文書センター、〇〇保健所、心と体の相談、 〇〇農林水産、〇〇県土整備又は（地名） | | | | | |

部（局）長印の項中「石見スタッフの管理監」を「石見指導監査室の室長」に改め、同表本庁監、課長又はセンター長印の項中「、課長」を「、課（室）長」に、

「

| | | | | | | |
|--|-------|-------------|-----------|----------------|----------------------|---|
| <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">島 根 県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇 〇 部 （ 局 ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇 〇 課 長 印</td> </tr> </table> | 島 根 県 | 〇 〇 部 （ 局 ） | 〇 〇 課 長 印 | 20ミリメートル 平方 | 各課長（審査指導課にあつては、会計課長） | を |
| 島 根 県 | | | | | | |
| 〇 〇 部 （ 局 ） | | | | | | |
| 〇 〇 課 長 印 | | | | | | |

」

「

| | | | | | | |
|---|-------|-------------|----------|----------------|-------------------------|--------|
| <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">島 根 県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇 〇 部 （ 局 ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇〇課（室）長印</td> </tr> </table> | 島 根 県 | 〇 〇 部 （ 局 ） | 〇〇課（室）長印 | 20ミリメートル 平方 | 各課（室）長（審査指導課にあつては、会計課長） | に改め、同表 |
| 島 根 県 | | | | | | |
| 〇 〇 部 （ 局 ） | | | | | | |
| 〇〇課（室）長印 | | | | | | |

」

地方機関の長印の項中「農林振興センター家畜衛生部長」を「農林水産振興センター家畜衛生部長」に、

「

| | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|-------------|-----------|----------------|---|---|
| <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">島 根 県 〇 〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 林 振 興 セ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ン タ ー 所 長 印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇 〇 〇 〇 〇</td> </tr> </table> | 島 根 県 〇 〇 | 農 林 振 興 セ | ン タ ー 所 長 印 | 〇 〇 〇 〇 〇 | 20ミリメートル 平方 | 農林振興センター農業普及部各支所、各農林振興センター家畜衛生部及び農林振興センター各事務所の長 | を |
| 島 根 県 〇 〇 | | | | | | | |
| 農 林 振 興 セ | | | | | | | |
| ン タ ー 所 長 印 | | | | | | | |
| 〇 〇 〇 〇 〇 | | | | | | | |


」

「

| | | | | | | | | |
|---|-------------|-------------|-------------|-----------|----------------|--|--|-------|
| <table border="1"> <tr><td>島 根 県 〇 〇 農</td></tr> <tr><td>林 水 産 振 興 セ</td></tr> <tr><td>ン タ ー 所 長 印</td></tr> <tr><td>〇 〇 〇 〇 〇</td></tr> </table> | 島 根 県 〇 〇 農 | 林 水 産 振 興 セ | ン タ ー 所 長 印 | 〇 〇 〇 〇 〇 | 20ミリメートル 平方 | 東部農林水産振興センター安来農業部、西部農林水産振興センター大田農業部、各農林水産振興センター家畜衛生部及び農林水産振興センター各事務所の長 | | に改める。 |
| 島 根 県 〇 〇 農 | | | | | | | | |
| 林 水 産 振 興 セ | | | | | | | | |
| ン タ ー 所 長 印 | | | | | | | | |
| 〇 〇 〇 〇 〇 | | | | | | | | |

」

別表第2安来市内の地方機関及び東部農林振興センター松江農業普及部安来支所の項中「東部農林振興センター松江農業普及部安来支所」を「東部農林水産振興センター安来農業部」に改め、同表大田市内の地方機関、西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所の項中「西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所」を「及び西部農林水産振興センター県央事務所農業普及部大田農業部」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

島根県訓令第7号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1東部農林振興センターの項中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に、「松江農業普及部安来支所」を「安来農業部」に改め、同表西部農林振興センターの項中「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に、「農業普及部大田支所」を「大田農業部」に改める。

別表第2の1の表健康福祉部の部中

「

| | | |
|--|-------|---|
| | 薬事衛生課 | 薬 |
|--|-------|---|

」

を

「

| | | |
|--|--------|---|
| | 薬事衛生課 | 薬 |
| | 感染症対策室 | 感 |

」

に改め、同表農林水産部の部漁港漁場整備課の項を次のように改める。

| | |
|---------|---|
| 沿岸漁業振興課 | 沿 |
|---------|---|

別表第2の2の表総務部の部隠岐支庁農林局の項中「農林局」を「農林水産局」に改め、同部隠岐支庁水産局の項を削り、同表農林水産部の部東部農林振興センターの項中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に、「松江農業普及部安来支所」を「安来農業部」に、「東農松安」を「東農安」に改め、同部西部農林振興センターの項中「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に、「農業普及部大田支所」を「大田農業部」に改め、同部

松江水産事務所の項及び浜田水産事務所の項を削る。

様式第5号中「㊤」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

島根県訓令第8号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表東京事務所の項中「にほんばし島根館」を「日比谷しまね館」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。